

地域包括ケア促進モデル事業 検討委員会 審議経過

	期 日／議 題	主な意見等
1	<p>《19年6月5日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員紹介 2. 正副委員長の選出 3. 事業の趣旨と背景の説明 4. 各モデル地区の状況 5. モデル地区による取り組み 6. 今後のスケジュール 	<p>○委員会では、「包括と地域をどのように結び付けていくか」「社協がどのような独自の役割をつくれるのか」「以上を踏まえて、社協と包括も含めた、地域の福祉のあり方」を検討する。包括は包括としてより良い機能を果たせるように、社協は社協として地域活動をより推進していくにはどうすればいいのかを検討し、両方をうまくマッチングさせていきたい。</p> <p>○社協と包括が地域の社会資源の開発をどのようにして協働できるのかといった視点、例えばネットワークづくりをどのようにして協働できるのかといった視点もあってよいと思う。</p> <p>○包括も社協も互いを十分理解していないことが課題である。</p> <p>○社協も包括もどちらも思いがありながら近づけていない気がする。当面は連携というより、包括を社協がどうバックアップしていくかを考える必要があると思う。</p>
2	<p>《8月29日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モデル地区の取り組みについて 2. モデル地区における今後の進め方や方向性の確認等 	<p>○杉並はどちらかという社協と地域が強くて、後に包括がある。西東京はむしろ地域と包括が強くて、社協が少し弱い。三角関係が微妙に違う。「社協、包括と地域の三角関係をどうつくっていくのか」というのがこの研究テーマのポイントになってくる。</p> <p>○杉並からは防災、西東京からは独居も含めた高齢者の福祉の課題が出たので、いいモデル事業になると思う。社協は、杉並・西東京とも住民のネットワークと専門職のネットワークをつなぐ等の地域のネットワーク作りをうまくやるとよい。また、西東京では、市でなく住民主体の活動からミニデイが生まれてくるとよい。</p> <p>○杉並は次の課題に対してどういうネットワークをつくり、それをいかに全体化していくのか、西東京は、緩やかなネットワークの中で、出てきた課題に対してどういうネットワークをつくるのか、検討しなければいけない。また、共通課題として、ネットワークの担い手を広げていく方法を検討する必要がある。</p> <p>○要介護者で一番介護してもらいたいのは、ひとり暮らしで家族がいない人である。要介護5で重篤な人でも、家族がいれば、要支援のひとり暮らしの方が優先になる。家族など、その人個人が持っている資源を組み込むとよい。</p>
3	<p>《10月30日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各モデル地区の取り組み状況について 2. モデル地区における今後の進め方や方向性の確認等 3. 事例検討用のシートについて 4. 今後のスケジュールについて 	<p>○両地区に共通するのは、地域や住民などが抱える問題と、援助する側がうまくマッチングしていないこと。これを解決しないと前に行かないことが浮き彫りになってきた。</p> <p>○杉並の試みは興味深い。自立支援法でサービスを受けていた人が、介護保険になった途端にサービス量が減ってしまい混乱が生んでいる。これをつなぐ試みというのは必要である。また地域の課題が何で、それに対して包括や社協は何ができるのかということをもう少し明確化していてもよい気がする。成年後見や日常生活の推進事業も含めたことを地域で今後どうしていくのかも考えないと、人の暮らしを地域でトータルに支えていくことはできない気がした。西東京の困難事例に関しては、包括、社協、地域の人たちで何ができるのかという問題がある。地域の人たちができることがどこまで、プロがやることは何なのか、社協がそこに関わりながら全体をつなげていく役割は何なのかを、もう少しそれぞれがやっていった方がよい。</p> <p>○現在までの話では、当事者をどう考えるかということが共通している。援助する</p>

	<p>側のネットワークを今まで考えていたが、実は当事者の中にネットワークがある。当事者がネットワークを持っていて、こちらのネットワークともかみ合わせばすごく効果的になる。それぞれのネットワークがうまく合えば「面」として援助できる。もう一つの議論は、包括、社協はどういう役割分担をするのかということ。ネットワークをつくる時は、だれかが引っ張らないと動かず、その辺で社協がリーダーシップをとる部分、包括がリーダーシップをとる部分というのがあるのではないか。</p> <p>○西東京はルールづくりで立ちどまっているが、普通の人の感覚では、インフォーマルならば幾らでもやるけれども、フォーマルになることに対しては、怖いという意識がある。今までの実績があり、このままでいくのであれば、それ程仕組みにこだわらなくてもいいのではないか。臨機応変にやったことの後ろに仕組みができるのであり、先に仕組みをつくる必要はないのではないか。また、見守りは、自分のためにやるということ、将来自分がそうなるかもしれないときにどうあったらいいか、という視点でかかわってもらえたらいいのではないかと思う。</p> <p>○日常的な関係を持った上でのネットワークなのか、日常的な関係がない上でのネットワークづくりなのか、それをどう分けて考えるかということは大事。それから、改めて社協が当事者組織というものに対してどのようにこれまでかかわってきたかということや、これからどうかかかわっていこうとしているのかをもう一度考えていく必要がある。見守協力員がやりがいを見出せずに、やめていく話があったが、細々とやっていることに対しては、活動を評価してくれる人が必要で、可視化できるようなものがあればよいと思う。</p>
<p>4 《20年1月15日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各モデル地区の取り組み状況について 2. モデル地区における今後の進め方や方向性の確認等 3. 中間報告書について 4. 今後のスケジュールについて 	<p>○場の設定、共有すること、ルール化すること、そういったことが大事だということが見えてきた。杉並と西東京の違いについては、杉並は事業所や情報が多くあり、制度もある程度整備されているが、あり過ぎてかみあっていない感じがする。場を設定し、共有することでうまくそれが機能する。西東京の場合は、程よい量だが、それがうまく機能できるのか。沢山あることでうまく動けない部分と、うまく機能できるかどうかという、23区内と区外の違いもある感じがする。</p> <p>○モデル事業の目的は、包括と社協が協働することで地域包括ケアを促進すること。もう少し具体的な協働による「達成目標」を言語化し、ほかの地域でもできるようすることが大事。事例検討のような形で、プロセス研究などもできると思う。</p> <p>○社協のコミュニティワーカーとしての役割を明確にしておいた方がよい。</p> <p>○社協と包括がうまくかみ合っ初めて住民が安心でき、だから社協も包括も「独自の存在意義」があることにもっていければよい。しかし、住民からすれば窓口は1つでそこが全部やってくれた方がよい。社協の側からすれば、包括と社協の両方がいて、それぞれの役割分担をもって地域にかかわるのが望ましい。</p> <p>○入り口は1つで、後ろでつながってくれるのが一番。</p> <p>○災害は、どこの地域でも一番考えなくてはいけないところで、特に行政が考えなければいけないので、非常に気になっている。行政は縦割りだが、いろいろな弱者を守る体制をつくらなくてはいけない。</p> <p>○「何かをやりたい」という住民はあちこちにいるが、相談に行ける場所がなかなかない。社協はそれをやってくれるはず。わき上がってきたものを汲み取っていくような活動があるといい。また、民生委員が制度のことを知らないことがあるが、ある程度わかってもらいたい。民生委員も専門職の話がわかるようになって、お互いの特性がわかり情報交換がうまくいく場があると住民は安心できる。</p>

<p>5 《3月14日》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各モデル地区の取り組み状況について 2. 中間報告書（案）について 3. モデル地区における20年度の進め方や方向性の確認等 4. 今後のスケジュールについて 	<p>○杉並は新しい試みをしたけれど、なかなか枠を超えられない課題、また障害者の問題を取り上げているが、地域包括との関係をどのように具体的に詰めていくのかというのが少し課題になってきた。西東京の方は、この活動をあわせて社協としての視点をもっと切り込む必要がある。</p> <p>○現状、地域の課題、目標を明確に設定し、包括と社協が連携することによって地域のインフォーマルケアを充実させて、地域ケアを少しでも向上させていくという目的があるので、それに向けての具体的な達成目標が何なのかというのがもう少し明確になったらいいと思う。もう一つ、社協側からこういう働きかけをして、包括も協力して、お互いにこういう連携をして協力体制をとったからこういうふうになったというのがもう少し見えてくるといいと感じた。</p> <p>○ある意味では異質なものの組み合わせであることから、補うわけでも役割分担もなく、むしろ新しいものとして考えなくてはならないことが2つある。1つは、溝をうめるというネットワークだけではなくて、相乗効果をどう作るかということ。もう1つは、相互の入り組みをどのように行うかということかと思う。</p> <p>○最終ゴールは、基盤づくりとそれを活かすための個別ケアとの融合によるシナジー効果という二つだろうと思う。また、プロとしてそれをどう形にしていくか、可視化していくかということが非常に大事になる。それを他地域にも広げていくということ、それだけではなく今後、それぞれの地域がよりよい活動をしっかりつくっていくためにも、とりわけ住民の方にもわかってもらうことも含めて、そのことは非常に重要なポイントになると思う。</p> <p>○地域の基盤づくりといった当事者意識を持った住民の活動を進めていくのが本来の社協の仕事であり、それを地道にやってきたと思うが、まだ目に見えていないというのが都内の状況だと思う。いろいろなキーワードが出たが、ほどよい距離とか、信頼とささえあいのネットワークをつくっていくということが、改めて重要になっている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地域包括支援センターと社協の協働による包括ケア促進モデル事業 検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条

改正介護保険法で設けられた地域包括支援センターには、介護予防や地域の包括的ケアの中心的役割が期待されている。一方、区市町村社協は、これまで小地域福祉活動、権利擁護事業などを通じ、地域づくりを行ってきた。検討委員会では、モデル地区における地域包括支援センターと区市町村社協との協働を支援し、「包括支援ネットワークの構築」と「権利擁護」を確立するために必要となる基本的な視点や手法を開拓することを目的とする。

(委員会の役割)

第2条

- (1) 事業全体の企画
- (2) モデル地区活動の進行管理および支援
- (3) 成果と課題の分析・評価
- (4) 報告書の作成
- (5) その他、本モデル事業に必要な事項

(委員構成)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者10名をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) モデル地区関係者
- (4) 東社協・センター部会役員（地域包括支援センター職員）
- (5) その他、本委員会に必要と思われる者

(委員の任期)

第4条 平成19年4月1日～平成21年3月31日（2年間）とする。
ただし、モデル地区関係者は、モデル地区指定期間とする。

(正副委員長)

第5条 検討委員会には正副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、検討委員会の進行管理、総括を行う。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(検討委員会の招集等)

第6条 検討委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、第3条に掲げる者のほか、検討事項に関係する者に検討委員会への出席を求めることができる。

(委員会の公開)

第7条 区市町村社会福祉協議会職員等で検討委員会の傍聴を希望する者には、傍聴を許可する。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、東京都社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉担当とする。

「地域包括ケア促進モデル事業 検討委員会」委員名簿

NO	氏名	所属	属性	備考
1	平野 方紹	日本社会事業大学 福祉計画学科 准教授	学識経験者	委員長
2	山本 美香	淑徳大学 総合福祉学部 准教授	学識経験者	副委員長
3	島村 八重子	全国マイケアプラン・ネットワーク 代表	市民活動団体	
4	山本 繁樹	立川市社会福祉協議会 地域生活支援課介護支援係長	地域包括支援センター 受託社協	
5	鈴木 博之	社会福祉法人 白十字会 東村山市北部地域包括支援センター 所長	センター部会推薦（セン ター部会支援センター分 科会長）	
6	疋田 恵子	杉並区社会福祉協議会 地域福祉課 杉並ボランティア・地域福祉推進セン ター係長	モデル地区（杉並区）	
7	平 由美	杉並区社会福祉協議会 ケア24梅里	モデル地区（杉並区）	
8	妻屋 良男	西東京市社会福祉協議会 総務課 福祉サービス支援係主査	モデル地区（西東京市）	
9	青木 一恭	社会福祉法人 都心会 デイサービス課相談支援課長 （栄町地域包括支援センター）	モデル地区（西東京市）	

オブザーバー

1	清水 洋子	杉並区社会福祉協議会 地域福祉課長	モデル地区（杉並区）	
2	菅原 智子	杉並区社会福祉協議会 ケア24梅里 所長	モデル地区（杉並区）	
3	横山 桂樹	西東京市役所 保健福祉部 高齢者支援課 地域支援係主査	モデル地区（西東京市）	
4	吉儀 恭正	社会福祉法人 都心会 栄町地域包括支援センター	モデル地区（西東京市）	

事務局 東京都社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉担当
 地域福祉部長 川井 誉久
 地域福祉担当 統括主任 池田 明彦
 地域福祉担当 調整主任 谷山 倫子（20年3月31日まで）
 地域福祉担当 主任 小野 明子